



長野県報

3月17日(木)
平成23年
(2011年)
第2250号

目次

条 例

長野県土地開発基金条例を廃止する条例(企画課土地対策室)	6
資金積立基金条例の一部を改正する条例(生活文化課NPO活動推進室)	6
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	6
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政改革課)	8
長野県看護大学条例の一部を改正する条例(医療推進課)	8
長野県西駒郷条例の一部を改正する条例(障害者支援課)	8
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(廃棄物対策課、ものづくり振興課)	9
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例(廃棄物対策課)	9
信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例(経営支援課)	10
長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例(ものづくり振興課)	10
特別会計設置条例の一部を改正する条例(農村振興課)	10
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(企業局)	11
政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	11
長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(義務教育課)	11
長野県立中学校条例(高校教育課)	12
長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(高校教育課、特別支援教育課)	12
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(警務課)	12
長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(警務課)	13
長野県暴力団排除条例(組織犯罪対策課)	13

規 則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	16
--	----

告 示

平成23年3月11日成立した平成22年度補正予算の要領(財政課)	17
平成23年3月11日成立した平成23年度予算の要領(財政課)	20
生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課)	25
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課)	26
健康診断予防接種事業補助金交付要綱の廃止(健康長寿課)	26
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(経営支援課)	26
中小企業融資規程の一部改正(経営支援課)	26
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	28
保安林予定森林(森林づくり推進課)	29
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	30
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	30
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	30
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	30
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出(会計課)	31
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	31
道路の区域決定及び関係図面の縦覧(道路管理課)	31
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	31

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	31
平成24年度長野県立中学校入学者選抜要綱の制定（高校教育課）	32
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	53

公 告

一般競争入札（情報統計課）	53
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	54
一般競争入札（管財課）	54
企画提案公募（プロポーザル）（産業政策課）	55
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（産業政策課）	56
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	57
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施（2件）（農地整備課）	58
一般競争入札（道路管理課）	58
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	59
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市計画課）	59
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	61
一般競争入札（企業局）	62
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	62
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	63
平成21年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の公表（監査委員事務局）	65
一般競争入札（特別支援教育課）	77

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県土地開発基金条例を廃止する条例（条例第2号）

- 1 長野県土地開発基金について、所期の目的を達したことから、条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 次の基金を新設することとしました。
 - (1) 長野県新しい公共支援基金
 - (2) 長野県地域活性化基金
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、自宅に係る住居手当を廃止するとともに、若年・中堅層を対象として昇給抑制分の回復措置を講じることとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員の育児休業等の制度が設けられたことに伴い、育児休業等を取得することができない非常勤職員を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 市町村への権限移譲を進めるため、公有地の拡大の推進に関する法律及び母子保健法の規定に基づく事務について、権限を移譲する市町村を追加することとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 長野県看護大学条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 大学院において、職業を有している等の事情により通常の修業年限での履修の困難な者を対象として、修業年限を超える長期間の計画的な履修を認める長期履修制度を導入することに伴い、授業料の特例を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

◇ 長野県西駒郷条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 西駒郷について、旧知的障害者福祉法に基づく施設支援の事業体系から、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業体系に移行することに伴い、施設の設置目的及び業務範囲について、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、新たに熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の認定に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。

◇ 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に合わせ、再生利用者等の指定要件等の緩和、準多量排出事業者の減量等計画の提出等に係る担保措置の設定を行うほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 製造業等のものづくり産業を営む法人等を応援することにより、雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、当該法人等が取得する家屋等に対する不動産取得税の課税免除等の対象期間を平成24年3月31日まで1年間延長することとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 試験検査項目の追加及び削除に伴い試験の手数料の上限額を改定するほか、新たな試験の需要が見込めない製糸試験の廃止その他の所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 農業改良資金助成法等の一部改正により、農業改良資金及び就農支援資金に係る特別会計の設置規定が削除されたことから、農業改良資金等に係る貸付資金について、引き続き特別会計にて経理することにより合理的な管理運営を図るため、条例による特別会計を設置することとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に合わせ、自宅に係る住居手当を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成23年3月31日までの特例（減額）期間を引き続き1年間延長し、平成24年3月31日までとすることとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、若年・中堅層を対象として、昇給抑制分について1号俸の回復措置を講じることとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 長野県立中学校条例（条例第17号）

- 1 中高一貫教育を導入するため、併設型中学校として長野県屋代高等学校附属中学校を千曲市に設置することとしました。
- 2 この条例は、平成23年11月1日から施行します。

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 須坂市立須坂支援学校及び長野県屋代高等学校附属中学校が設置されることに伴い、次に掲げる条例について所要の改正を行うこととしました。
 - (1) 長野県学校職員の給与に関する条例
 - (2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例
- 2 この条例は、平成23年4月1日（一部の規定は、同年11月1日）から施行します。

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 警察法施行令の一部改正により定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定数を3,420人（現行3,410人）に改定することとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、若年・中堅層を対象として、昇給抑制分について1号俸の回復措置を講じることとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 長野県暴力団排除条例（条例第21号）

- 1 暴力団が、各種業界に進出して資金獲得行為を多様化させ、県民生活や社会経済活動へ不当に介入している状況にあることから、社会全体で暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、条例を制定しました。
 - (1) 基本理念
暴力団の排除は、「暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと」を基本とし、社会全体として推進することとしました。
 - (2) 県、県民及び事業者の責務
ア 県は、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進し、その一環として、青少年の健全育成を図るために必要な措置を講じることと

しました。

イ 県民は、自主的に、かつ、相互に連携を図りながら暴力団の排除活動に取り組むよう努めることとしました。

ウ 事業者は、その事業に関し暴力団と一切の関係を持つことがないよう努めることとしました。

(3) 県の基本的施策

ア 公共工事等の県の事務事業から暴力団を排除することとしました。

イ 公の施設の利用が暴力団の活動を助長すると認めるときは、利用を許可せず、又はその許可を取り消すことができることとしました。

ウ 県民等が暴力団の排除活動に取り組むことができるよう必要な支援を行うこととしました。

エ 暴力団から離脱する意志を有する者の暴力団からの離脱を促進することとしました。

(4) 青少年の健全育成措置

ア 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

学校、児童福祉施設、図書館等の敷地の周囲200メートルの区域内において暴力団事務所を開設又は運営してはならないこととしました。

※ 違反した場合は、罰則を科すこととしました。

イ 青少年の教育等に係る支援

学校等が青少年に対し暴力団について正しく認識するための教育等を行う場合には、県は必要な支援を行うこととしました。

(5) 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

ア 事業者が暴力団員等に対して利益供与をすることの禁止

(7) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の活動に協力する目的で、金品等の利益供与をしてはならないこととしました。

(4) 暴力団の活動を助長することを知りながら、利益供与をしてはならないこととしました。

(9) 暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならないこととしました。

イ 暴力団員等が事業者から利益供与を受けることの禁止

事業者からアに違反する利益供与を受け、又は事業者にアに違反する利益供与をさせてはならないこととしました。

※ アの(7)又はイ(アの(7)関係)に違反した場合の公安委員会の措置

調査：違反行為の疑いがある者等を調査できることとしました。

勧告：違反者に対し必要な勧告をすることができることとしました。

公表：調査を拒否し、又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができることとしました。

(6) 暴力団員との契約の禁止等

ア 事業者が書面による契約を締結する場合の義務等

(7) 暴力団の活動を助長する疑いがあると認めるときは、契約の締結時に相手方が暴力団員でないことを確認するよう努めることとしました。

(4) 暴力団の活動を助長することが判明したときは、契約を解除できる旨定めるよう努めるとともに、活動を助長することが判明したときは、契約を解除するよう努めることとしました。

イ 不動産の譲渡等をしようとする者が講ずべき措置

(7) 契約の締結前に、不動産が暴力団事務所として使用されないことを確認するよう努めることとしました。

(4) 暴力団事務所として使用されることを知りながら不動産の譲渡等をしてはならないこととしました。

(9) 契約の際、不動産を暴力団事務所として使用しないこと及び不動産が暴力団事務所として使用されていることが判明したときは契約を解除できる旨定めるよう努めることとしました。

(4) 不動産が暴力団事務所として使用されていることが判明したときは、契約を解除するよう努めることとしました。

ウ 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者が講ずべき措置

(7) 不動産の譲渡等をしようとする者に対し、イの遵守に関する助言その他の必要な措置を講じなければならないこととしました。

(4) 不動産が暴力団事務所として使用されることとなることを知りながら代理又は媒介をしてはならないこととしました。

※ イの(4)又はウの(4)に違反した場合の公安委員会の措置

(5)の違反の場合と同様に、調査、勧告又は公表をすることができることとしました。

エ 特定事業者(ホテル、旅館、ゴルフ場等の管理運営者)が講ずべき措置

(7) 施設の利用に関し、暴力団の活動を助長することとなる契約を締結しないよう努めることとしました。

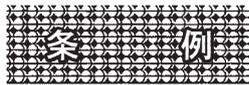
(4) 施設の利用約款等に、暴力団の活動を助長する利用をしてはならないこと及びその利用が暴力団の活動を助長することとなることが判明したときは契約を解除できる旨定めるよう努めることとしました。

(9) 施設の利用が暴力団の活動を助長することとなることが判明したときは、契約を解除するよう努めることとしました。

(7) 祭礼等からの暴力団の排除

祭礼、花火大会、興行等の行事の主催者等は、行事の運営に暴力団員を関与させないなど暴力団の排除のため必要な措置を講じるよう努めることとしました。

2 この条例は、平成23年9月1日から施行します。



長野県土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第2号

長野県土地開発基金条例を廃止する条例

長野県土地開発基金条例(昭和44年長野県条例第40号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

企画課土地対策室

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第3号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県消費者行政活性化基金の項の次に次のように加える。

長野県新しい公共支援基金	特定非営利活動法人等が公共的なサービスの提供主体として自立的に活動することができる環境の整備を図る。	特定非営利活動法人等が公共的なサービスの提供主体として自立的に活動することができる環境の整備に要する費用の財源に充てる。
--------------	--	--

別表の長野県公共投資臨時基金の項の次に次のように加える。

長野県地域活性化基金	県民生活の安定向上に資する取組を拡充することにより、地域活性化の推進を図る。	県民生活の安定向上に資する取組の拡充に要する費用の財源に充てる。
------------	--	----------------------------------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

生活文化課NPO活動推進室

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第4号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条の6第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第17条の7中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「前条第3号」を「前条第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を削る。

第17条の8第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「、住宅の所有関係」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第7項」を「附則第10項」に、「附則第8項」を「附則第11項」に、「。附則第6項」を「。附則第9項」に改める。

附則第8項を附則第11項とし、附則第7項を附則第10項とし、附則第6項を附則第9項とする。

附則第5項中「前3項」を「附則第2項から前項まで」に改め、同項を附則第8項とし、附則第4項の次に次の見出し及び3項を加える。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

5 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員及び任期付職員の採用に関する条例第4条第1項又は任期付研究員の採用に関する条例第5条第1項若しくは第2項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号俸に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日までの間の住居手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の一般職の

職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)第17条の6第2号又は第4号に該当する職員(この条例の施行の日以後に同条第2号又は第4号に該当することとなる職員を含む。)には、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による住居手当を支給する。この場合において、次の表の左欄に掲げる期間における改正前の給与条例第17条の7の規定の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同条第2号中「3,500円」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条第4号中「1,750円」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	3,000円	1,500円
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	2,000円	1,000円
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	1,000円	500円

人事課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第5号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(4) その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び次条において「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会が定める非常勤職員
イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「法定育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第14条第2項の規定により人事委員会が定める非常勤職員の休暇(当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)である場合にあっては、勤務時間条例第10条の規定により人事委員会が定める療養休暇)のうち職員の分べんに係る休暇として人事委員会が定めるものにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において法定育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすること

が継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会が定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第8条中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）」を「勤務時間条例」に改める。

第19条の見出し中「する」を「請求する」に改め、同条中「育児短時間勤務職員等」を「次の各号に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「短時間勤務職員」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会が定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第4条第2項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

人 事 課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第6号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「軽井沢町」を「安曇野市、軽井沢町、御代田町」に改め、同表の7の2の項中「及び立科町」を「立科町、箕輪町、飯島町及び高森町」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

行 政 改 革 課

長野県看護大学条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第7号

長野県看護大学条例の一部を改正する条例

長野県看護大学条例（平成6年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 大学の大学院博士前期課程又は大学院博士後期課程の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること（以下この項及び次項において「長期履修」という。）を大学の長が認めた者に係る授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、当該長期履修を認められた期間（以下この項及び次項において「長期履修期間」という。）に限り、前項に規定する授業料の年額にその者の在学する課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を当該長期履修期間に相当する年数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）とする。

3 長期履修を認められた者の申出によりその者の長期履修期間の短縮を大学の長が認めた場合におけるその者の当該短縮が認められた日後最初の4月1日（以下この項において「基準日」という。）から始まる学年以降の学年に係る授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、当該短縮後の長期履修期間に限り、第1項に規定する授業料の年額にその者の在学する課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額から、その者が当該基準日の前日までの間の学年に係る授業料として前項の規定により納付すべき額を控除して得た額を、当該短縮後の長期履修期間と当該基準日の前日までにその者が当該長期履修を認められた課程に在学した期間との差に相当する年数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

医 療 推 進 課

長野県西駒郷条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第8号

長野県西駒郷条例の一部を改正する条例

長野県西駒郷条例（昭和43年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）及び」を「。以下「法」という。）及び」に改める。

第2条中「を入所させて社会生活に適応するために必要な指導及び訓練を行い、又は職業に従事させ、並びに知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導を行う」を「がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、訓練その他の便宜を供与する」に改める。

第4条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

第5条第2号中「保護並びにその更生に必要な指導及び訓練」を

「法第5条第6項、第8項、第11項及び第13項から第15項までに規定する便宜の供与」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第6条第1項第1号及び第7条第3項中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

障害者支援課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第9号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の35の項中

(3) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	〃	94,000円
---	---	---------

を

(3) 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	〃	33,000円
(4) 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	〃	20,000円
(5) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	〃	94,000円

に、「(4)」を「(6)」に、「(5)」を「(7)」に、「(6)」を「(8)」に、「(7)」を「(9)」に、「(8)」を「(10)」に、「(9)」を「(11)」に、「(10)」を「(12)」に、「(11)」を「(13)」に、「(12)」を「(14)」に、「(13)」を「(15)」に、「(14)」を「(16)」に、「(15)」を「(17)」に、「(16)」を「(18)」に、「(17)」を「(19)」に、「(18) 法第15条の2の5第1項」を「(20) 法第15条の2の6第1項」に、

(19) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	〃	94,000円
---	---	---------

を

(21) 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	〃	33,000円
(22) 法第15条の3の3第2項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	〃	20,000円
(23) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	〃	94,000円

に、「(20)」を「(24)」に、「(21)」を「(25)」に改め、同表の44の項中

(4)に掲げる特定計量器	1個	(4)に定める区分に応じ、それぞれ(4)に定める額
ベックマン温度計	〃	5,700円
ボンベ型熱量計	〃	34,900円

を

(4)に掲げる特定計量器	1個	(4)に定める区分に応じ、それぞれ(4)に定める額
--------------	----	---------------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の44の項の改正規定は、公布の日から施行する。

廃棄物対策課
ものづくり振興課

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第10号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第59条・第60条」を「第59条—第61条」に改める。

第11条第1項中「ときは」の次に「、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い」を加える。

第20条第2項第2号イ中「第26条」を「第26条第1項（第1号（法第14条の3の2第1項第4号に係る場合に限る。）に係る部分を除く。）又は第2項」に、「場合」を「場合（第26条第1項第1号（法第14条の3の2第1項第3号に係る場合に限る。）に該当することにより指定が取り消された場合を除く。）」に改める。

第26条第1項第1号中「第20条第2項第2号のア」を「法第14条